太賢『梵網経古迹記』の日本における活用について

大谷由香

1．はじめに

『梵網経古迹記』（以下『古迹記』）は、新羅景徳王代（在位七四二～七六五年）に活躍した僧、太賢[1]による梵網経二巻の註釈書である。大野法道氏は「本書は日本南都系の戒学に重視され、広く繙読するところとなった為に多数の注釈書が出現した[2]」といい、また徳田明本氏は「鎌倉以後南都は梵網に古迹を用う[3]」と紹介している。このように南都の戒律思想に『古迹記』が多大な影響を与えていることは論を俟たないが、新羅僧の著作である本書がいつ日本に流入し、どのように日本人に使用されるに至ったのかを実証的に述べたものはない。本稿では管見のかぎり史料を収集整理し、書写、引用、注疏の作成、あるいは版本の開版などの記録から、奈良期から室町期末までの間に『古迹記』がどのように日本人に活用されてきたのかを明らかにしたい。

2．奈良期における『古迹記』の活用

（1）奈良期の梵網経研究

まず正倉院伝来の古文書類から、梵網経注疏の写経記録等を抜粋することで、奈良期の日本人が梵網経を研究する

にあたってどのような注疏を用いていたのか明らかにしたい（【表1】）。

【表1】『大日本古文書』収録記事内の梵網経注疏[4]

	『大日本古文書』該当巻／頁	マ	ホ	へ	フ	ヒ	ハ	ノ	ネ	ヌ	ニ	ナ	ト	テ	ツ	チ	タ
	梵網経古迹記（一巻）	太賢	選者不明	選者不明	選者不明	元暁	元暁	元暁	元暁	義寂	義寂	義寂	寂法	義寂	浜法師	勝荘	選者不明
	梵網菩薩戒文義私記序		梵網菩薩戒文義私記序														
	戒本私記（一巻）			戒本私記（一巻）													
	梵網経私記（一巻）				梵網経私記（一巻）												
	梵網経菩薩戒本私記上巻（一巻）					梵網経菩薩戒本私記上巻（一巻）											
	菩薩戒本持犯要記						菩薩戒本持犯要記										
	梵網経上巻疏							梵網経上巻疏									
	梵網経疏（二巻）								梵網経疏（二巻）								
	梵網経文記（二巻）									梵網経文記（二巻）							
	梵網経疏〈私記〉										梵網経疏〈私記〉						
	梵網下巻疏（二巻）											梵網下巻疏（二巻）					
	梵網経疏（二巻）												梵網経疏（二巻）				
	梵網経疏（二巻）													梵網経疏（二巻）			
	梵網経疏														梵網経疏		
	梵網経疏（二巻）															梵網経疏（二巻）	
	注梵網経（二巻）																注梵網経（二巻）
24/65																	
7/486																	
2/348																	
8/263																	
8/266																	
8/268																	
8/368																	
8/376																	
24/248																	
24/249																	
24/395															○		
8/389																	
8/199																	
8/304																	
8/408																	
8/524																	
8/526																	
9/140																	
9/147																	
9/153																	
9/156																	
9/158																	
9/202																	

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ
著者	選者不明	選者不明	選者不明	選者不明	選者不明	選者不明	選者不明	選者不明	選者不明	選者不明	選者不明	選者不明	吉蔵	智周	法進
タイトル	梵網経疏	梵網経疏上巻	梵網経疏下巻	梵網経疏（一巻）	梵網経疏（二巻）	梵網経疏（三巻）	梵網経疏（四巻）	梵網経疏（五巻）	梵網経疏（六巻）	大乗梵網論（三巻）	梵網経記（二巻）	私梵網経（三巻）	梵網経疏（二巻）	梵網経疏（五巻）	梵網経疏（五巻）
天平9					○										
天平12					○										
天平15					○										
天平15				○											
天平15					○										
天平15					○										
天平15					○										
天平15					○										
（天平15）					○										
（天平15）					○										
（天平15）															
天平15～17					○										
天平15～18					○										
天平15～18					○										
天平16	○														
天平16					○										
天平16					○										
天平18					○										
天平18		○													
天平18		○													
天平18		○													
天平18			○												
天平18		○													

タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	
		○														9/381
		○														9/385
											○					9/604
				○												9/605
																9/607
																9/515
									○							3/84
														○		24/509
○																10/326
																10/554
																11/007
																11/012
																11/012
																11/020
																11/98
																11/162
																11/162
																11/163
																11/167
																11/262
																11/300
																11/306
																11/317
																11/321
																11/424
																11/426
																11/427
																3/505
											○					3/528
		○														3/542
																11/474
																11/474
																11/511
																11/512

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ
天平19															
天平19															
天平19						○									
天平19															
天平19					○										
天平19～勝宝7	○														
天平20							○								
天平20～勝宝3					○						○				
天平20～勝宝8															
天平感宝1～7	○				○				○						
天平勝宝1												○			
天平勝宝1					○										
天平勝宝1	○														
天平勝宝1					○										
天平勝宝1							○			○					
天平勝宝2	○														
天平勝宝2	○														
天平勝宝2	○														
天平勝宝2	○														
天平勝宝2															○
天平勝宝2	○	○													
天平勝宝2	○														
天平勝宝2		○													
天平勝宝2	○														
天平勝宝2						○									
天平勝宝2								○							
天平勝宝2							○								
天平勝宝3	○														
天平勝宝3		○	○												
天平勝宝3															
天平勝宝3					○										
天平勝宝3	○														
天平勝宝3	○														
天平勝宝3	○														

タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	
																11/513
																11/514
																11/515
							○									12/012
							○									12/017
																12/37
○		○	○				○				○			○		12/42
																12/172
													○			12/180
														○		12/183
	○						○									12/219
																12/220
																12/289
																12/316
																12/317
																12/317
									○							12/359
									○							12/379
																3/642
		○														12/513
○		○			○		○		○	○				○		12/522
							○									13/192
○							○	○	○	○				○	○	16/400
○							○	○	○	○				○		16/415
																17/34
							○								○	17/82
○		○				○	○		○	○				○		17/86
												○				17/119
												○				17/121
																17/122
							○									17/124
									○							17/129
									○							17/130
						○			○	○						18/461
○																19/455

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ
天平勝宝 3	○														
天平勝宝 3	○														
天平勝宝 3	○														
天平勝宝 3															
天平勝宝 3															
天平勝宝 3							○								
天平勝宝 3															
天平勝宝 3	○						○								
天平勝宝 3															
天平勝宝 3	○	○	○												
天平勝宝 4	○														
天平勝宝 4					○										
天平勝宝 4					○										
天平勝宝 4	○														
天平勝宝 4					○										
天平勝宝 4	○														
天平勝宝 4															
天平勝宝 4							○								
天平勝宝 5					○										
天平勝宝 5															
天平勝宝 5														○	
天平勝宝 8															
天平宝字 7														○	
天平宝字 7														○	
天平神護 3										○					
神護景雲 1															
神護景雲 1														○	
神護景雲 2															
神護景雲 2															
神護景雲 2													○		
神護景雲 2															
神護景雲 2															
神護景雲 2															
（類収・年月日闕）		○													
宝亀 3															

【表1】によれば、天平九年（七三七）一二月一五日付「写経司等公文」に「梵網経疏二巻」と出るのを皮切りに、初期には選者不明の二巻本の「梵網経疏」が流布していたことがわかる。古文書類の表記から、奈良期には『古迹記』は一巻本として流通していたようであるから、この頃盛んに書写される二巻本「梵網経疏」と『古迹記』とは別物であろう。

天平勝宝頃から、選者を明記して書名を表現するものが増加する印象があるが、このうち確認できる中国の学匠の著作は、吉蔵（五四九～六二三）『梵網経疏』二巻が一点、智周（六七八～七三三）『梵網経疏』五巻が四点、法進（七〇九～七七八）『梵網経疏』五巻が一点、勝荘[5]（?～七〇三～七一三～?）『梵網経疏』二巻が五点のみである。このうち勝荘は新羅（海東）出身であり、法進は鑑真とともに来日在留したことを考えると、純粋に中国のものと言えるのは、吉蔵『梵網経疏』と智周の『梵網経疏』のみである。ただし吉蔵に梵網経注釈書の著作があったという記録は寡聞にして知らない。あるいは別人であるかもしれない。この時代、中国ではすでに智顗（五三九～五九七）『菩薩戒義記』、法蔵（六四三～七一二）『梵網経菩薩戒本疏』が存在しており、法銑（七一八～七七八）『梵網経菩薩戒疏』、明曠『天台菩薩戒疏』（七七七年成立）なども随時著作されているが、いずれも写経録などにはみることができない。奈良時代には日本に将来されなかったとみるべきであろうか。

奈良時代の梵網経研究は専ら新羅の学匠著作の注疏を中心として研究されたものと考えられる。特に記名が多いのが義寂と元暁である。義寂著作であることを明記しているものは一二点、義寂の誤りかとも考えられる寂法撰述とされるものを加えると一三点である。元暁著作であることを明記しているものは二八点、選者不明ではあるものの、元暁著作の『梵網経菩薩戒本私記』と同一書かと考えられる『梵網経私記』一巻、『戒本私記』一巻、『梵網菩薩戒文義私記序』を加えると総計三四点を数える。石田茂作氏は、梵網経研究は「専ら元暁の疏によつてされてゐた[6]」としているが、まさしくそうした印象である。翻って太賢には戒律関係著作物として『古迹記』より前に『菩薩戒本宗要』

（以下『宗要』）を著作していたことが知られるが[7]、こちらは奈良時代には入ってきていないようで、管見の限り奈良時代の史料にはその名を見つけることができない。この時期、梵網経注釈者として日本で注目されていたのは、義寂と元暁だったと考えられ、彼らに比べると太賢の名が目立つことはない。

（2）『古迹記』の日本への流入

前出の【表1】に挙げたところから、より詳しく『古迹記』の流通について述べたい。日本史料上における『古迹記』の名の初出は、正倉院文書「経疏本出入帳案」であり、「梵網経古迹記一巻」が天平勝宝三年（七五一）八月一一日付けで智憬に、さらに一一月二七日付けで内裏に借り出された記事が見られる[8]。さらに翌年閏三月二九日付け「僧教輪智憬疏論奉送啓」にも「古迹一巻」が掲載されていて、宣旨によって『古迹記』が智憬から沙弥慚徳に送られたようである[9]。

また天平勝宝三年九月二〇日付けの「書写布施勘定帳」に「古迹一巻」が掲載されており[10]、同年一二月一五日付の「写書所布施文案」にも山口豊川が「梵網経古迹一巻廿三」の書写のための布施を行ったことが記されている[11]。さらに天平宝字七年（七六三）七月一日付「大師〈恵美押勝〉家牒」にも書写のための借り受けを請求する一覧に「梵網経古迹記一巻〈青丘沙門／太賢挙〉」が挙げられており[12]、同年七月五日付「奉写経所請疏文案」にも「梵網経古迹記一巻〈青丘沙門／太賢挙〉」が挙げられている[13]。

これらから『古迹記』は七五一年以前に日本に輸入されており、短い期間に書写が繰り返されたことがわかる。残念ながら見つけられた史料は以上のみで、以降はあまり書写されなかった可能性がある。前に述べたように、太賢は新羅景徳王（在位七四二～七六五年）の頃に活躍した人物であるので[14]、おそらく『古迹記』は太賢在世時、著作後の早い段階で日本に届けられたと推測できる。

当時日本で活躍していた秋篠寺善珠（七二三～七九七）は、梵網経の註釈書として『梵網経略疏』四巻（後掲【表2】1）を著作しているが、これは『古迹記』を「ほとんど全文にわたって流用した」[15]ものであったことが石田瑞麿氏によって指摘されている。徳田明本氏は高野山宝亀院に伝わる「梵網経古迹記略抄」（【表2】2）が奈良時代写本としているが[16]、大谷は未見のため断言できる材料がない。タイトルから善珠『梵網経略疏』の写本であることも考えられる。

3・平安期における『古迹記』の活用

（1）日本天台の円戒思想の根拠としての『古迹記』

善珠の『梵網経略疏』を除けば、『古迹記』を自身の論疏に引用する最初は、最澄（七六七～八二二）ではないかと思う。福士慈稔氏によれば、最澄著作とされるうち『顕戒論』[17]（八一九年成立）、『天台法華宗学生式問答』[18]、『菩薩次第名拠』[19]、『払惑袖中策』[20]にそれぞれ『古迹記』が引用されている[21]。最澄真撰であることが確実視されている『顕戒論』では二箇所の引用が確認される。このうち「開顕文殊上座篇第三」には小乗寺と大乗寺それぞれの上座が異なることの典拠として『古迹記』が引用されるが、同じ箇所が同様の意図でもって『天台法華宗学生式問答』にも引用されている。また『顕戒論』「開示大小二僧名明拠二十七」には声聞僧と菩薩僧との席次が異なることを明らかにする典拠として『古迹記』が引用されるが、やはり同じ意図で『菩薩次第明拠』に『古迹記』の同じ箇所の取意が述べられている。偽撰の疑いが濃い『払惑袖中策』には降魔についての詳細を『古迹記』に譲って「詳乎太賢戒経之疏」とされる。また『古迹記』の名は出していないが、太賢が『古迹記』内で梵網経に「七歳出家」とあるのは伝訳の際の誤りであるとしている点を紹介しており、また受菩薩戒よりも先に必ずしも「声聞戒」（＝具足戒）を受ける必要はないという義寂の説を紹介した後、太賢も同意見であることに触れている。

福士氏は、義寂『菩薩戒本疏』と太賢『古迹記』の引用態度から、最澄が善珠『梵網経略疏』に示唆を受けた可能性があることを指摘されておられるが[22]、以上に挙げた四部のうち、『古迹記』の引用あるいは取意の全てが『梵網経略疏』に掲載されていることを確認できるのは、『払惑袖中策』のみであり、他の三部に引用されている『古迹記』の文は『梵網経略疏』には検出することができない。『払惑袖中策』が疑撰であるとするならば、最澄はむしろ善珠を通ずることなく『古迹記』を閲覧し、自身の論に組み込んでいったと考えられる。

最澄は南都の寺院を小乗寺とし、そこで授受される戒を小乗戒であるとして棄捨した上で、梵網経に基づく十重四十八軽戒を戒条とする大乗戒の授受によって菩薩僧となり得ることを主張した。この時南都からの批判に応えて作成したのが『顕戒論』であり、そこに引用される二箇所の『古迹記』の文は、いずれも南都の小乗戒と異なる大乗戒の存在を訴える重要な典拠として掲示されている。同じ箇所がそれぞれ偽撰が疑われる『天台法華宗学生式問答』『菩薩次第名拠』に引用もしくは取意されている点は興味深い。両書は最澄真撰でなかったとしても、『顕戒論』の意図を汲むことのできる者による作成であることを指摘できるだろう。最澄あるいはその周囲の者が、太賢を戒律研究者として尊重していたことを理解できる。なお『顕戒論』に引用される『古迹記』以外の新羅僧著作は、元暁『持犯要記』一回、義寂『菩薩戒本疏』一回である[23]。また『払惑袖中策』は前述のように善珠『梵網経略疏』からの援用が疑われ、他の三部とは引用する内容も異なるが、こちらでも太賢の戒律に関する意見を重用する姿勢がみられる。

最澄独自の戒解釈は円戒と呼称され、それを授受するための戒壇を比叡山に設立するため奔走したのが、弟子の光定（七七九～八五八）である。光定の著作である『伝述一心戒文』には、「太賢菩薩経疏」が引用されて声聞僧と菩薩僧の席次の問題が論じられるが、これは最澄『菩薩次第明拠』にある『古迹記』取意と全く同文である[24]。

最澄の円戒思想を大成したとされる安然（八四一～九一五～?）は、その思想を『普通授菩薩戒広釈』（八八二年成立、以下『普通広釈』）にまとめている。本書は直接『古迹記』の名を出すことはないが利他のための積極的犯戒

を主張するにあたって、『古迹記』の記述を下積きにしていたことが判明している。[25] また、十重戒の犯戒時には懺悔して好相を得ることができればそれで罪が許され、好相を得ることができなくとも更に増受することで罪が許されること、四十八軽戒の犯戒時には対首懺悔（他の修行僧の前で懺悔のことばを発すること）することで罪が許されるので更に増受する必要はないことを述べる義寂の説を紹介し、この意見が「寂賢同説」すなわち義寂・太賢に通じる説であると指摘している点も注目されよう。

このように『古迹記』は、日本天台の円戒思想を支える重要な根拠の一部として使用されてきた。

安然以降、日本天台宗における『古迹記』の使用はしばらく見られず、入宋僧俊芿と証真に師事した円琳（一一七四～一二三七～?）著作の『菩薩戒儀疏鈔』（一二三七年再治）まで、約二五〇年にわたって全く引用されなくなる。

一方で同時期の南都において『古迹記』の使用が盛んであったかというと、平安期を通じて目立った引用などはみられない。たとえば願暁（?～八三五～八七一～?）『金光明最勝王経玄枢』には、わずかに一箇所「贍部金」の字句を解説する際に『古迹記』が使用されるのみであり、善珠の後を継ぐ法相宗においても、善珠の後には蔵俊（一一〇四～一一八〇）の登場にいたるまで、約三〇〇年間『古迹記』の使用は認められない。

（2）平安期の梵網経研究

醍醐天皇（八八五～九三〇、在位八九七～九三〇）の勅により録上された『諸宗章疏録』（九一四年成立）[26]によれば、この頃には著名な梵網経注疏のほぼ全てが日本に入っていたことが確認され、さらに宗旨により依用する梵網経注疏の偏りが見られるようになったことがわかる。このとき宗旨別に列挙された梵網経注疏を確認すれば、以下の通りである。

・華厳宗章疏（東大寺円超録）

梵網経疏三巻〈法蔵述〉

・天台宗章疏（延暦寺玄日録）

梵網経義記二巻〈智者説〉、梵網疏一巻〈明曠述〉

・三論宗章疏（元興寺安遠録）

ナシ

・法相宗章疏（東大寺平祚録）

梵網経疏二巻〈義寂述〉、梵網経疏二巻〈智周述〉、梵網経古迹二巻〈太賢述〉

・律宗章疏（薬師寺栄隠録）

梵網疏二巻〈寂法師述〉、梵網疏二巻〈元暁述〉、梵網疏五巻〈智周述〉、梵網疏三巻〈法蔵述〉、梵網古迹記二巻〈青丘太賢述〉、梵網文記二巻〈霊溪太子菩薩戒疏者是也〉、梵網持犯要記一巻〈元暁述〉、梵網私鈔二巻

律宗で依用される梵網経注疏の種類が圧倒的に多いことは、この頃までに梵網経が戒経としての位置を日本で得ていたことを示すだろう。天台宗で採用する智顗説『菩薩戒義記』と明曠『天台菩薩戒疏』は南都においては一切使用されていないことも天台宗の立場の特殊性を示すものと考えられる。律宗で採用されている義寂、智周、太賢の注疏は法相宗でも同様に採用されており、また法蔵の注疏は華厳宗で採用されている。南都では宗旨を超えて一定の共通認識のもと、梵網経研究がなされたいたことをうかがわせる。このうち『古迹記』は法相宗と律宗で依用された梵網経注疏であったことがわかる。なおこの時代にあっても太賢の別著作である『宗要』はリストの中にみつけることができない。

日本天台宗において安然以降『古迹記』が使用されなくなった理由の一つは、このように宗旨によって依拠する注疏を異にした梵網経研究が行われるようになった結果ではないかと推測される。

4・院政・鎌倉期における『古迹記』研究の盛行

（1）律宗復興運動と『古迹記』引用態度の変遷

日本天台の批判対象だった律宗は鑑真滅後衰退したが、院政期に中川実範（？～一一四四）によって受戒式が作成され、復活の兆しをみせる。律宗は元来興福寺の東金堂・西金堂の堂衆が担っていたが、堂衆は行事執行を担う役職で、仏教教義を追求する学侶に比べ、階層が低かったとされる[27]。保安年中（一一二〇～一一二四）の春日社御八講の時、律宗のあまりの衰退に接して、堂衆に任せられないと学侶が発言したのを受け、堂衆に頼まれた実範が受戒法則を作成しなおした、というのが律宗復興の最初とされる[28]。実範はもと興福寺の学僧で、この時には中川成身院を開いて隠棲していた。

以降、この律宗復興運動は、蔵俊（一一〇四～一一八〇）―覚憲（一一三一～一二一三）―貞慶（一一五五～一二一三）―戒如（生没年不詳）―覚盛（一一九四～一二四九）・叡尊（一二〇一～一二九〇）と継承されたという[29]。このうちの蔵俊・覚憲・貞慶は、実範同様、興福寺の法相宗学侶で、このうち覚憲と貞慶は興福寺内に戒律研究機関である常喜院を建立した。戒如・覚盛・叡尊は、その常喜院で学んでおり、このうち覚盛は堂衆の出身とされる[30]。すなわち南都の律宗復興は、興福寺内で勃発した律宗復興運動が、結果として他にも波及したものと見ることができる。このため、その戒律思想を下支えする教学としては、彼ら学侶の本宗である法相宗旨が採用され、これによって学究活動が行われた。

ここで福士氏の研究成果により、彼らの『古迹記』引用態度について触れておきたい。

前述のとおり、善珠の後、法相宗内で『古迹記』を自著に引用する最初は、蔵俊である。彼は『大乗法相宗名目』に『古迹記』を八箇所引用している[31]。『古迹記』の文として紹介されるほとんどの文は、善珠『梵網経略疏』に『古

迹記』の名を出さずに提示されている文と同じである。[32] なおいずれも戒律に関する文句の語義解釈の資として使用したもので、最澄等が自身の大乗戒に関する思想を補強するために『古迹記』を引用あるいは下敷きにした態度に比べると、かなりあっさりした使用である。律宗復興の端緒となった実範には『東大寺戒壇院受戒式』（一一二二年成立）、『出家授戒法』があるが、いずれにおいても新羅諸師の引用などはみられない。蔵俊の後、失名『成唯識論本文鈔』（以下『本文鈔』と略）に三箇所の引用が見られるが、[33] このうち一箇所は善珠『梵網経略疏』と同文であることが福士氏によって指摘されている。[34] 精査の結果、他の二箇所も同じく善珠によって引き写されていることが確認できるので、[35]『本文鈔』は『古迹記』そのものではなく善珠章疏を手引きとした可能性が否めない。これらはいずれも盧舎那仏とその仏国土について記す箇所である。なお覚憲には『因明鈔』の著作があるが、こちらには『古迹記』は引用されていない。

法相宗内で戒律解釈の典拠として『古迹記』を使用する最初は貞慶で、『心要鈔』（成立年不明）には『古迹記』を引用して一分受や、積極的な破戒を容認する思想が述べられている。[36] また『法華開示抄』（一二〇八年成立）には「古迹太賢云」として第七過去仏である釈迦仏の念仏を唱導する文が掲載されている。[37] 貞慶の『古迹記』引用部分は、善珠章疏には全く見られず、彼が『古迹記』そのものに目を通して自説の補完のために使用したことが理解できる。

さて貞慶の律宗復興運動を後押ししたのは、一二年間の入宋留学を終えた俊芿（一一六六～一二二七、入宋一一九九～一二一一）の帰国であった。貞慶は戒如を帰国後の俊芿のもとへつかわして律典の疑問を解消し、この交流によって元照『資持記』が南都にもたらされた。[38] この頃から律宗の復興は、宋代の新しい学問成果を俊芿開基の泉涌寺から採り入れながら行われるようになり、[39] 貞慶が興福寺に戒律研究機関としての常喜院を建立したのは俊芿帰国の翌年であった。

この俊芿の帰国前後頃から『古迹記』は再び宗旨を超えて引用されるようになる。比叡山の宝地房証真（一一六五

〜一二〇七〜?）は『法華玄義私記』（成立年不明）に二箇所『古迹記』を引用している。[40] ただしこれらはいずれも『成唯識論本文鈔』でも引用されていた善珠『梵網経略疏』からの孫引きが疑われる箇所（注㉞①、注㉟②）である。

また華厳宗においてもこの頃から『古迹記』の引用がなされるようになる。尊玄（一一四三〜一二一八〜?）は『華厳孔目章抄』（一一九〇〜一二一八年成立、該当する四巻下の撰述は一二一七年）に一箇所『古迹記』を引用しており、[41] 宗性（一二〇二〜一二七八）は『華厳宗香薫抄』（一二七五〜七六年成立）に二箇所『古迹記』を引用している。[42] これらも善珠章疏にそのまま引用されている部分である。

これら他宗の『古迹記』引用は、最澄・貞慶らと異なり、『古迹記』を戒律解釈上の典拠としては使用しない点を指摘できる。またいずれも善珠『梵網経略疏』に掲載された箇所と同文が引用されている点は興味深い。これまで等閑視されていた『古迹記』がここにきて徐々に注目を集め始めたのは明らかであり、それは善珠章疏を通じて知られたものであった可能性を指摘することができる。

俊芿帰国（一二一一年）前後頃から『古迹記』の引用が顧みられるようになることから、あるいは俊芿帰国に乗じて、宋で用いられていた『古迹記』が再輸入された可能性も考えられるが、現存の中国著作に『古迹記』を引用する例は全くみられず、その蓋然性は低い。

覚憲と貞慶が建立した興福寺内常喜院で学んだ覚盛・叡尊の著作物が出る頃から、『古迹記』の引用回数は増えはじめ、同時に『古迹記』そのものの注釈書が著作されるようになる。引用態度に限って述べれば、『古迹記』の引用が格段に増える傾向は南都に留まらず、証真と入宋僧俊芿に師事した円琳（一一七四〜）著作の『菩薩戒儀疏鈔』（一二三七年再治）には八四箇所にも及ぶ『古迹記』への言及がみられる。[43]

またこの頃同じく太賢の著作である『宗要』が注目を集めるようになるようで、おそらくは円琳『菩薩戒儀疏鈔』が日本人が『宗要』を自著に引用した最初ではないかと思う。覚盛は『菩薩戒通別二受鈔』（一二三八年成立）に

『宗要』を引用し、覚盛の新説を擁護した良遍の著作『菩薩戒通別二受鈔』（成立年不明）や『通受軌則有難通会抄』（一二五〇年成立）にも同じく『宗要』が引用されている。叡尊もまた『梵網経古迹記下巻科文輔行文集』（一二七六年成立）などに引用しており、さらに覚盛・叡尊の二人は別途『宗要』そのものの注釈書も作成している。

（1）高麗続蔵経の刊行と『古迹記』

このように、しばらく日本仏教思想の表舞台にあがることはなかった『古迹記』に再び日本人の注目が集まり始めるのは一二世紀に入ってからのことである。一三世紀初期の俊芿帰国頃から爆発的に引用回数が増加するのは確かであるが、宋では『古迹記』が使用された形跡はなく、宋国のブームに乗ったとも言いがたい状況が日本に巻き起こるのは興味深い。ここでは注目を集めた要因の一つとして、高麗で作成された続蔵経の存在に焦点を当てたい。

高麗続蔵経は、一一世紀後半、高麗国王文宗の第四子で、高麗仏教界の最高位にあった大覚国師義天（一〇五五～一一〇一）が、遼・北宋・高麗・日本の諸本を対校して作成したもので、章疏の類聚であることに最大の特徴がある。義天は一〇九〇年に刊行目録である『新編諸宗教蔵総録』（以下、『義天録』）を編纂しており、これには多くの新羅僧章疏が紹介されているが、このうち太賢章疏は三二部を数え、もちろんその中には『古迹記』も含まれる。『義天録』中に「梵網経」の注疏として紹介されるものを列挙すると、以下のとおりである。(44)

智顗説『義記』二巻　端目述『記』二巻　法蔵述『疏』三巻　元暁述『疏』二巻
元暁述『略疏』一巻　元暁述『持犯』一巻〈十重戒序附〉　傳奥述『記』二巻〈下云略説者題目不同耳〉
遇榮述『科』一巻　遇榮述『律燈抄』四巻　傳奥述『略疏』三巻〈傳奥述仲希錄疏注於經文之下〉
傳奥述『科』一巻　志實述『律燈鈔』五巻〈遇榮集應及刪補〉　志實述『科』三巻
志實述『會違通理鈔』四巻　勝莊述『述記』三巻　守燈述『直釋』二巻　守燈述『科』一巻

義寂述『疏』二巻　太賢述『古迹記』二巻　太賢述『宗要』一巻　智詵述『疏』一巻
『自分持犯略記』二巻〈慧雲述或云浮雲居士述待勘〉　圓勝述『記』一巻
『義疏』一巻〈但云嶽法師述不見上字〉　處行述『注』一巻（傍線は大谷が追記。以下も同じ）

横内裕人氏の研究により、高麗続蔵経は権力中枢にきわめて近い一部の僧俗によって、刊行直後から日本へ輸入されたことが明らかになっている。(45) 横内氏によれば、高麗続蔵経は少なくとも四次にわたって請来された。そのうち第一次請来（一〇九七年）は興福寺僧によってなされ、第三次請来（一一〇五年）の中心となった仁和寺覚行（一〇七五～一一〇五）の縁戚筋には中川実範（？～一一四四）がいる。さらに第四次請来（一一二〇以前）は東大寺東南院主の覚樹（一〇七九～一一三九）によって行われたという。後述するように、実範は興福寺僧でのちに大和国中川成身院を開いて隠棲し、興福寺内で起こった律宗復興運動の契機となった人物である。また覚樹も律宗復興運動に荷担したと認識されていたことが知られる。(46) 東アジア最新の研究成果である高麗続蔵経は、法相宗の拠点であった興福寺に他に先駆けて流入し、そのラインナップが周囲で再注目された可能性が充分に考えられる。律宗復興運動の機運に乗じて、義天録に列挙された戒律章疏が顧みられたことは想像に難くない。

この目録上で注目したいのは、太賢著作として『古迹記』と別に『宗要』が挙げられている点である。前に述べたように『宗要』は一三世紀初頭に初めて引用が確認できるようになるが、本書は高麗続蔵経の一部として初めて日本に紹介された可能性が高い。

（3）貞慶による『古迹記』講義奨励と注疏作成の隆盛

日本における『古迹記』研究を促進したのは、おそらく貞慶であろう。貞慶は承元二年（一二〇八）に海住山寺に移り、そこを戒律実践道場とした。貞慶死後に海住山寺を引き継いだ覚真は一二三二年に『置文』を作成し、海住山

寺での生活規範を明確にしたが、その三条のうち第一条の最初は以下のようにある。

右、ここ（海住山寺）で戒律を学ぶべきことは、先師（貞慶）が衷心から命じられたことである。その内、『梵網経』、太賢の『古迹記』、『四分戒本』、定賓の『四分戒本疏』を特に学習すべきことを、私覚真は［貞慶から］目の当たりに命令された。だから彼（貞慶）が入滅した年から、あるいはこれらを講読し、あるいはこれらを論義して、多くの年月を過ごしてきたのだ。（現代語訳中（ ）は解釈、［ ］は補足。いずれも大谷による。以下も同じ）

右、此処可学戒律之由、先師慇懃教命也。其内梵網経、太賢師古迹記、四分戒本、定賓疏、殊可依学之由、覚真親蒙教命、仍自彼入滅之年、或講読之、或論談之、已送多星霜了、（佐脇貞明［一九五八］四五頁）

ここで注目すべきは、貞慶が戒律研究上、必ず学習すべき本として、太賢の『古迹記』と唐代相部宗の定賓[47]『四分戒本疏』を挙げている点である。彼は宋代南山宗の最新の学問に触れながらも、以前から南都に伝わっていた戒律研究書にこそむしろ注目し、これを学習するように指示している。

現在、興福寺所蔵の鎌倉時代板木（春日版）には、戒律関係のものとして、「梵網経」（十枚）、「梵網経古迹記」（七枚）、「四分僧戒本」（二枚）、「四分戒本疏」（四枚、定賓の『四分比丘戒本疏』カ）が含まれているが[48]、これらは上記の貞慶の遺言に基づくものであろう。

このように『古迹記』は、中世の律宗復興運動を先導した貞慶の提唱により、南都で再発見された可能性がある。以来、南都においては特に律宗復興運動に絡んで『古迹記』の講義ならびに注釈作業がさかんに行われるようになった。連動するように日本僧著作物の中に『古迹記』が引用される頻度も上がっていく。

凝然（一二四〇～一三二一）『律宗瓊鑑章』巻六には、上記の律宗復興運動の系図に掲載される面々が、貞慶の『古迹記』講義の伝統を継いでいたことが記されている。

貞慶上人は昔唐招提寺の［鑑真］和上の御影堂で、最初の太賢『古迹記』の講義を行った。これから後、唐招提

寺の貫首は毎年［『古迹記』を］講談しており、今も続けられている。戒如は西大寺や海龍王寺における初めての『古迹記』と律部などの講義を行い、貞慶の後に唐招提寺で『古迹記』の講義を行った。（中略）西大寺の睿（叡）尊大徳は、最初に晴公（円晴）の『行事鈔』上之一を聴講し、その後には自ら［『行事鈔』の］全体を詳細に研鑽した。［叡尊は］覚盛大徳にしたがって［『大乗義林章』］「表無表章」など［の講義］を聴き、『古迹記』［の講義］を戒如・覚澄から聴いた。戒如は貞慶上人にしたがって『古迹記』「表無表章」等を学び、覚盛は戒如にしたがって「表無表章」『古迹記』等［の講義］を聴いたのである。木幡の真空は東大寺真言院を聖守に譲り、［自分は］松院で覚盛の『古迹記』講義を聴講した。聖守も観公（禅観）から『古迹記』を総じて五遍も聴講した。覚盛上人は唐招提寺に移住して［鑑真］大和尚の戒律の古跡を復興し、南山宗の律三大部を初めから終わりまで一遍余りの講義を行った。［それのみならず］多くの小部の大小の戒律についての講義を随時開講した。受戒する者・律［の講義］を聴く者が四方から集まった。

貞慶上人昔於招提寺和上影堂、最初講太賢梵網経古迹。自爾已後彼寺貫首毎年講談、于今不絶。戒如於西大寺・海龍王寺、初講古迹及律部等。戒如於招提寺講古迹〈貞慶之後〉。（中略）西大寺睿尊大徳、最初聴晴公講律鈔〈上之一也〉、其後自披大部研精詳窮。隨覺盛大徳、聽表無表章等。梵網古迹聽于戒如。覺澄・戒如隨貞慶上人、學古迹表無表章等。覺盛隨戒如、聽表無表章古迹等。木塔（幡乎）真空与真言院〈東大寺〉聖守。於松院隨覚盛聴梵網古迹。聖守隨観公聴古迹。総獲五遍。唐招提寺覚盛上人移住彼寺興大和尚戒律古迹、講終南三大律部首尾一遍余。諸小部大小戒律随宜開講。受戒聴律四方来集。（凝然『律宗瓊鑑章』六、『日蔵』七〇、一九頁上～下）

実際、叡尊は自伝を残しているが、これによれば彼は毎年のように『古迹記』の講義を行っている。一例を示せば、以下の通りである。

海龍王寺において、嘉禎三年〈丁酉〉（一二三七）より暦仁元年〈戊戌〉（一二三八）夏末に至るまでの間に、苾芻戒を五人に授け、『行事抄』を一遍（二七四日）、『古迹記』本末、『宗要』、「表無表章」、嵩岳［定賓］の『四

分戒本疏』、［元照］『［仏制比丘］六物図』、［道宣］『教誡儀（新誡新学比丘行護律儀）』〈以上の鈔疏は［講義を］何度行ったか覚えていない〉を開講し、自らも［道宣］『四分戒本疏』『羯磨疏』の二疏を読んだ。

凡於海龍王寺、自嘉禎三年〈丁酉〉、至暦仁元年〈戊戌〉之夏末、授苾芻戒五人、開講事抄一遍〈二百七十四日〉。古迹本末・宗要・表無表章・四分戒本疏〈嵩岳〉・六物図・教誡儀〈已上遍数不覚〉。自披覧戒業二疏。（奈良国立文化財研究所［一九七七］一二頁、細川涼一［一九九九］九三頁）

この他にも『円照上人行状』中には、円照（一二二一～七七）が「自ら「表無表章」、『古迹記』、『宗要』などを講義した」[49]とあり、貞慶以降、南都律宗では『古迹記』の講義がさかんに行われたことがわかる。また叡尊・円照の記事の傍線部より明らかなように、この頃には『古迹記』とともに『宗要』もまた講義されていたことを知ることができる。

（4）『古迹記』の注疏作成

この頃、『古迹記』は講義されるだけなく、多くの注疏が作成された。このことについても凝然が以下のように記している。

（梵網経注疏類の）日本への流通について言えば、南都の律師の多くは太賢『古迹記』を用いている。［南都の］学者はこれ（『古迹記』）を使用してそれぞれに註疏を作成した。西大寺の興正菩薩叡尊は一〇巻の文集を作成し、名けて『輔行文集』とし、亦た科文一巻も作成した。太賢には梵網経の大意を述べた『菩薩戒本宗要』一巻の著作があるが、叡尊はこれにも科文一巻と文集二巻を作成している。『古迹記』については、［その他にも］宝塔院継尊が十余巻の文集を作成し、知足院覚澄が四巻の文集を作成し、海住山寺の禅観が十九巻の文集を作成するなどしている。

日域弘通。南門律師多用太賢古迹。学者甄之各作鈔記。西大寺興正菩薩有十巻文集、名輔行文集、亦有科一巻。太賢作宗要一巻、陳

梵網大意。菩薩亦作科一巻文集二巻。梵網古迹、宝塔院継尊作十余巻文集。知足院覚澄作四巻文集。海住山禅観作十九巻文集等也。（凝然『律宗瓊鑑章』六、『日蔵』七〇、三頁下）

注疏の多くが「文集」と名づけられているが、これは『古迹記』を解釈するにあたって必要な文を様々の経典から抜き出したものを指すと考えられ、おそらくは講義の時の手控えとして作成されたものと考えられる。

ここで注目されるのは、『古迹記』とともに『宗要』が紹介され、叡尊が『宗要』にも「科文」と「文集」を作成した点である。

下掲の【表2】①にあきらかなように、現存最古の『宗要』の注釈書は、覚盛作成の『菩薩戒本宗要雑文集』（一二二九年成立）である。『宗要』は遅くとも覚盛の頃には『古迹記』研究の盛り上がりとともに脚光を浴び始め、律宗復興運動の中で両書が並んで講義されるようになっていったと考えられる。

以下、室町期末に至るまで（～一六〇三）に作成されたと考えられる『古迹記』の註疏を列記する。

目録記載・所在・補記
存。『日蔵』収載。※ほぼ『古迹』を踏襲
存。奈良時代写本カ（宝亀院蔵）
欠。（記）諸宗章疏録第二
存。『大正』74・『日蔵』20収載
存。自筆本（東大寺蔵）
存。奥書「延応二年（1240）実弘写」（東大寺蔵）
存。奥書「寛元二年（1244）正月於大御輪寺西坊書写」、「応永十八年（1411）於東大寺水門向開門古迹談義之次書之」（高野山大学蔵）
欠。（記）瓊鑑章
欠。（記）瓊鑑章、（記）本朝高僧伝
欠。（記）本朝高僧伝、円照上人行状
欠。（記）円照上人行状
欠。（記）瓊鑑章、円照上人行状
存。（記）瓊鑑章、刊記「建治元年（1278）六月日幹縁比丘厳秀謹記」（宝寿院蔵・戒学院蔵）・西大寺版
存。（記）瓊鑑章・『日蔵』収載刊記「弘安元年（1278）三月三日西大寺幹縁比丘鏡慧刊行」（金沢文庫蔵・戒学院蔵）
存。元禄三年刊（谷大等蔵）
存。『大正』74、『日蔵』20所載。
存。鎌倉時代刊（戒学院蔵）
存。於三室、双照写（東大寺蔵）
欠。（記）伝記
欠。（記）伝記
欠。（記）伝記
存。『日蔵』収載
存。写本（戒学院蔵・東大寺蔵）
存。写本（東大寺）
欠。（記）朝鮮仏教総書予定目録
欠。（記）源解集
欠。（記）源解集
存。嘉暦二（1329）於西大寺写（東大寺蔵）

【表 2 】日本における太賢著作の註釈書（～室町期末一六〇三）[50]

作者名		著作年		注疏名	巻数
善珠	723-797		1	梵網経略疏	4
			2	梵網経古迹記略抄	2
覚盛	1195-1249		3	梵網述迹	30
		安貞 3 (1229)	①	菩薩戒本宗要雑文集	1
宗性	1202-1278	寛喜 3 (1231)	4	梵網経古迹要文抄	1
			5	梵網経古迹聴聞抄	1
			6	梵網戒本要義鈔第五	1
知足院覚澄	? -1249- ?		7	梵網経古迹文集	4
海住山寺禅観長聖	? -1249- ?		8	梵網経古迹文集	19
			9	梵網経古迹記鈔	3
			10	梵網経古迹文鈔	8 帖
宝塔院継尊	? -1275- ?		11	梵網経古迹文集	10余
叡尊	1201-1290	文永11(1274)	12	梵網経古迹記科	1
		建治 2 (1276)	13	梵網経古迹記下巻科文輔行文集	10
			14	梵網経古迹記科解	2
		弘安 8 (1285)	②	菩薩戒本宗要輔行文集	2
			③	菩薩戒本宗要科文	1
		永仁 3 (1295)	④	宗要聞書第一	1
経瑜	生没年不詳		15	梵網古迹鈔	1
頼瑜	1226-1304		16	梵網経古迹料簡	1
			⑤	菩薩戒本宗要略抄	1
定泉	? -1312- ?		17	梵網経古迹記下巻補忘抄	10
信空	1231-1316				
定泉	? -1312- ?		⑥	菩薩戒本宗要拾遺抄	2
英心			⑦	菩薩戒本宗要拾義鈔	1
凝然	1240-1321		18	梵網経上巻古迹修法章	14
			⑧	菩薩戒本宗要序記	1
			⑨	菩薩戒本宗要科文	1
			19	古迹聞書	1

ここに明らかなように、現存する奈良時代の『古迹記』の注釈書は、『古迹記』を流用した『梵網経』の注疏である善珠『梵網経略疏』（1）を数に入れれば、その写本かとも疑われる『梵網経古迹記略抄』（2）と合わせて二点のみである。さかんに注釈書が作成されるようになるのは鎌倉期に入ってからで、貞慶の提唱によってさかんに講義されるようになるのと軌を一にしている。

事実講義を行う立場にあった者が、「文集」を作成して講義にあたったと同時に、聴衆側もさかんに「聞書」を作成している。初見は東大寺蔵『梵網経古迹聴聞抄』（5）であるが、その後、特に室町期に入るとさかんに作成されており、(19)(20)(23)(24)(25)(26)(29)(30)(33)(38)が該当する。[51]『古迹記』は講義を通じて研究が深まっていったと言えそうである。

また高野山大学蔵『梵網戒本要義鈔第五』（6）の奥書には「応永十八年（一四一一）於東大寺水門向開門古迹談義之次書之」とあることから、『古迹記』に関する談義も行われていたことを知ることができる。東大寺蔵「古迹論

目録記載・所在・補記
存。永徳三年(1383)於伊州福寿寺維那坊、栄春写(東大寺蔵)
存。奥書「元徳三年(1332)卯月六日於南都白毫寺歓喜光院写之畢」(高野山大蔵)
存。自筆本(戒学院)・『日蔵』収載
存。延元二年(1335)於加州軽海郷内金剛山寺、了俊写(東大寺蔵)
存。延元二年(1335)於加州軽海郷内金剛山寺写(東大寺蔵)
存。興国六年(1345)於大和阿陀常福寺写(戒学院蔵)
存。『日蔵』収載
存。湛叡手沢本(金沢文庫蔵)
存。南北朝写(東大寺蔵)
存。南北朝写(金沢文庫蔵)
存。応安七年(1374)於禅寂寺写(正法寺蔵)
存。道瑜記(智積院蔵)
存。室町期写(金沢文庫蔵)
存。室町期写、もとは五冊(智積院蔵)
存。第１・２・５：文亀三年(1503)空弘写、第３：永正二年(1505)空弘写(智積院蔵)
存。大永五年(1525)高実写、永禄七年(1564)大福照梅写
存。大永六年(1526)写(宝亀院蔵)
存。天文十五年(1546)写(長谷寺蔵)
存。永禄二年(1559)於興福寺写(戒学院)
存。元亀二年(1571)朝秀写(東大寺蔵)
存。第１・２：天正十年(1582)、於江州長安寺、寛盛写。第８：天正十二年(1584)寛盛写(東大寺蔵)
存。室町期写(東大寺)
存。室町期「宗璞」写(東大寺蔵)

作者名		著作年		注疏名	巻数
寛喩	生没年不詳	元徳 1 (1329)	20	梵網経古迹聴書抄	1
			21	梵網経古迹翫珠鈔	1
照遠	1302-1362	正慶 1 ～ 2 (1332-33)	22	梵網経下巻古迹述迹鈔	10
			23	梵網経古迹聴書	1
			24	梵網経古迹聴書本之分	1
			25	梵網経古迹聴書下巻本	1
			26	梵網経古迹聞書下末	1
			⑩	宗要足翼勘文集	2
清算	1288-1362	延文～康安(1356-61)	27	梵網経上巻古迹記綱義	10
			28	梵網経惣尺　太賢意	1
			29	梵網経古迹聞書	1
			⑪	菩薩戒本宗要見聞集上	1尾欠
公基	生没年不詳		⑫	菩薩戒本宗要聞書	1
志玉	1374-1463	文安 4 (1447)	30	梵網古迹下巻聞書	2
			⑬	菩薩戒本宗要枢要文集	1
			31	梵網古迹鈔	1
			32	梵網経古迹要義鈔	5
			⑭	宗要抄物第四	1
			33	梵網経古迹聞書	2
完識	生没年不詳		34	梵網古迹私記	2
			⑮	宗要抄第一、第三、第四	3
			35	古迹論讃門題抄	1
			36	古迹抄第一、第二、第七、第八	4
			37	古抄二、三	
			38	古迹聴聞抄第二	1

讃門題抄」（35）は、その論題を示したものであろう。

先に述べたように『宗要』の注釈は、覚盛に始まる可能性があるが、さかんに注疏が作成されるようになるのは、叡尊以降である。十余巻の『梵網経古迹文集』（11）を著した継尊は、後に示すように一二七五年に『宗要』を版行しており、以後一四世紀前半には三度も『宗要』が開板されるようになる。注疏作成もまた同時期に作成のピークを迎えるように思われる。『宗要』は、『古迹記』理解のための綱要書として、『古迹記』研究ブームによって新発見された書であったと考えられる。

（5）太賢著作とその注疏の板行

木宮泰彦氏によれば、平安中期には朝廷や貴族社会において亡者の追福供養や病気平癒祈願のために経典を印刷する「摺供養」と関連し、法華経・無量義経・観普賢経・般若心経・寿命経・仁王経・阿弥陀経・薬師経といった経典が版行されたという(52)。同時期、仏典研究のための章疏類の版行が興福寺にて始行された。いわゆる春日版である。春日版は現在正倉院聖語院に所蔵される寛治二年（一〇八八）刊『成唯識論』を現存最古とし、平安期に識語のあるものに『成唯識論了義燈』、『成唯識論述記』、『大乗法苑義林章』『法華摂釈』がある(53)。

これら印刷の流行の背景には、寛和二年（九八六）に宋から帰国した奝然（九三八?～一〇一六、入宋九八三～七）が宋版一切経を持ち帰ったことがたびたび指摘されている(54)。しかし宋版一切経は経律論の三蔵を納めるものであり、東アジアで成立した章疏類はほとんど入蔵していない。先に挙げた『成唯識論』以外の注疏類はいずれも入蔵しておらず、梵網経の注疏類などもこれには入っていない(55)。むしろ興福寺において章疏の開版が積極的に行われたのは、義天による高麗続蔵経の版行に影響を受けたものであると指摘できるのではないだろうか。義天は高麗続蔵経の版行に関して、『新編諸宗教蔵総録』の序に「私はかつてひそかに思ったものだ。経論が備わったとはいっても、章

疏が失われてしまえば、誤った解釈が流布してしまうであろう」[56]と述べている。義天は高麗続蔵経を開版するにあたって、日本にも仏典聖教の収集を書簡にて持ちかけたことが知られているが[57]、こうした義天が抱えた問題意識は日本にも伝わり、続蔵経というおおがかりなものにまでは届かずとも、自国自宗の教学を支える章疏類のテキスト統一のための開版があり得たのではないかと思う。

さてこうした時流の中、『梵網経』ならびにその注疏が板行されるようになるのは、現存の版本ならびに版木からみて、鎌倉期以降であることが推測される。【表3】としてそれらを列記する。

まず梵網経の開版に注目したい。【表3】に明らかなように、刊行年次がわかる現存最古の梵網経の版本は、承久二年（一二二〇）に刊行された久原文庫蔵『梵網菩薩心地品』（D）である。刊記は以下のとおりである。

梵網経菩薩心地品巻上　校合太子御本彫此経了。
承久二年〈庚辰〉四月日仏子乗願、当悲母十三年、自力不堪故、勧進有縁衆、終此功者也。願結縁人為始、不漏一切衆生、令至無上妙果矣。[58]

この刊記により、久原文庫蔵『梵網菩薩心地品』（D）が「太子御本」、すなわち聖徳太子ゆかりの本を底本として、これを乗願が校合したものであることがわかる。

大屋徳城氏は、これは顕真（一一三一～一一九二、法隆寺僧）著『聖徳太子伝私記』に紹介される以下の梵網経を底本としたものとする。

次に梵網経二巻は、［太子の］御手の皮をなめして、この上に上下外題を書いたものである。この外題を拝見した者は、三悪趣の門が閉じると言われる。このことは東大寺の忍法上人が夢に見た［ことによって知られた］。今この経は紺紙金泥［で書かれており］玉の軸［装がなされている］。聖徳太子の御自筆である。また法華経にも［太子は］御手の皮を押した［と伝わる］。

【表 3】梵網経とその注疏の版木・版本（～室町期末一六〇三）[58]

	著作名	員数	板行年	板行者	所在・補記
A	［版木］梵網経	10枚	鎌倉期		興福寺蔵・春日版
B	［版木］梵網経古迹記	7 枚	鎌倉期		興福寺蔵・春日版
C	［板木］菩薩戒本宗要	?	鎌倉期		河内教興寺版
D	梵網菩薩心地品	2 巻	承久 2（1220）	仏子乗願	久原文庫蔵
E	梵網経菩薩戒経	1 帖	嘉禎 2（1236）	勧進比丘隆円	日本古刻書史所載
F	菩薩戒本持犯要記	1 枚	寛元 2（1244）	勧進大安寺僧信忍	西大寺蔵・模板
G	梵網経盧舎那仏説心地法門品菩薩戒本	1 巻	宝治 2（1248）	入宋比丘湛海	日本古刻書史所載
H	梵網古迹記	2 帖	正嘉 3（1259）	執筆沙門慈政（板行）僧実重	東寺観智院金剛蔵蔵
I	梵網経菩薩戒本	1 帖	文永 4（1267）	願主沙弥心仏	西大寺蔵
J	梵網経古迹記科文	1 帖	建治 1（1275）	幹縁比丘厳秀	律宗戒学院蔵
K	菩薩戒本宗要	1 帖	建治 1（1275）	貧道継尊	律宗戒学院蔵
L	梵網古迹記補行文集	10帖	弘安 1（1278）	西大寺幹縁比丘鏡慧	法隆寺蔵
M	梵網菩薩戒経	1 巻	正応 3（1290）	幹縁沙門證賢誘賢	東寺観智院金剛蔵蔵
N	梵網経古迹記	2 帖	正安 4（1302）	大法師信重	律宗戒学院蔵
O	梵網経古迹記科分	1 帖	鎌倉期	頼玄カ	東寺観智院金剛蔵蔵・『寧楽刊経史』所載
P	菩薩戒本宗要	1 帖	徳治 2（1307）	釈迦遺法苾芻範覚	法隆寺蔵
Q	梵網経古迹記	2 帖	正和 5（1316）	宗英	日本古刻書史所載
R	菩薩戒本宗要	1 帖	文保 2（1318）	法眼永実	律宗戒学院蔵
S	梵網経		鎌倉後期		東大寺蔵、巻子装改装
T	菩薩戒本宗要	1 帖	正平14（1359）	小苾芻叡空	東大寺図書館蔵
U	梵網経古迹記	2 巻	永徳 2（1382）	西大寺沙門舜智	智積院蔵、現存は版本の写本のみ
V	註菩薩戒経	3 冊	応永27（1420）重刊	南禅雲臥	岩崎文庫蔵
W	菩薩戒経	1 帖	応永30（1423）	春夫	久原文庫蔵
X	註菩薩戒経	3 冊	応永頃？		岩崎文庫蔵・（見返墨書）「応永廿七〈庚子〉八月廿八日置之」
Y	梵網経天台疏	3 冊	応永頃？		久原文庫蔵

次梵網經二卷、押御手皮、此上書上下外題給。拝見此外題之人、閉三悪趣之門也。依之東大寺忍法聖人夢見此旨云云。今此経者、紺紙金泥玉軸、太子御自筆云云。又法花経押御手皮云云（『続々群書類従』一七、三八〜三九頁）

すなわち外装としては太子の手の皮を題簽として使用した体裁をとり、内容面では太子自筆の本文に校合を加えた梵網経が存在していて、承久二年刊行の久原文庫蔵『梵網菩薩心地品』（D）はその梵網経を版行したものであるとの見解である。(60)

宋版一切経や高麗続蔵経が日本に流入し、校訂を施した経典テキストの重要性が日本に知られるようになった一二世紀頃に公にされたこの太子自筆の梵網経は、日本に伝来した梵網経のテキストを刊行していく上で、まさに底本としてふさわしいという扱いを受けたであろう。

梵網経に説かれる十重四十八軽戒のうち、太賢によって「不重経律戒」と提示される第四十四軽戒は、「如法」に大乗の経律を受持読誦することを求めるものであり、その文の中には「皮を剝いで紙となし、血を刺して墨となし、髄を以て水となし、骨を析いて筆となして、仏戒を書写すべし」(61)との例が記されている。凝然（一二四〇〜一三二一）は『梵網戒本疏日珠鈔』巻五〇（一三一八年成立）にて、この文を解釈するにあたって、件の太子の梵網経を紹介している。(62)

聖徳太子は、紺青紙を用意し、手ずから梵網経上下二巻を書写され、自ら手の皮を剝いで経の外題を記された。その経二巻は実際に法隆寺上宮王院に存在している。これはすなわち極めて聖なる所作であり、「そうして作成された梵網経二巻は」希代の霊宝である。

聖徳太子調紺青紙。自手書寫金字梵網經上下二卷。自剝手皮書經外題。其經二卷親有法隆寺上宮王院。此迺極聖所作希代靈珍者也。（『大正』六二、二五七頁上）

すなわち聖徳太子は、遅くとも手の皮を題簽に使用したとされる梵網経が発見された一二世紀以降、敬虔な梵網戒の

実践者として顕彰されていったであろうことが推測される。「梵網戒実践者たる聖徳太子」像の形成は、並行して勃興した律宗復興の過程にも大いに影響したであろう。

続いて梵網経の注疏の開版に目を向ければ、寛元二年（一二四四）に大安寺僧信忍により刊行された元暁『菩薩戒本持犯要記』（F）があり、応永年間に天台系の注疏[63]が出されているが、それ以外は全て太賢の著作、ならびに叡尊による『古迹記』の科文・文集である。鎌倉期の梵網経研究の多くが太賢著作物によってなされたことが明らかであろう。

現存最古の『古迹記』の版本は、正嘉三年（一二五九）刊行の東寺観智院金剛蔵所蔵『梵網古迹記』（H）である。以後、正安四年（一三〇二）（N）、正和五年（一三一六）（Q）、永徳二（一三八二）（U）と計三回の刊行が確認できる。それと連動するように、建治元年（一二七五）（K）、徳治二年（一三〇七）（P）、文保二年（一三一八）（R）、正平一四年（一三五九）（T）に、同じく太賢の著作である『宗要』が刊行されている。両書が並行して学ばれたことを裏付けるものと考える。講義の隆盛、それに伴う注疏の作成がさかんになるにつれ、テキスト確定のための版本が作られていった様子を追うことが可能であろう。

5．まとめ

作者太賢の在世中に日本に紹介された『古迹記』は、平安期には天台の円戒思想の形成を補助する思想書として重用された形跡があるが、その後太賢が法相宗僧であるという認識が固定化するにしたがって、天台宗にとって使用しづらい典籍として避けられるようになったと考えられる。一方当の法相宗をはじめ、南都では『古迹記』は元来注目が薄く、流入当初に善珠が使用した以外には、ほとんど使用されなかったようである。

『古迹記』に再度光が当たり始めたのは、高麗続蔵経の開版とその日本への流入が契機となったものと考えられ、

これによって日本人は初めて太賢の梵網経注疏に『宗要』が別途存在していたことを知ったと推測できる。高麗続蔵経は刊行当初から興福寺に請来されていたことが知られ、興福寺内律宗復興運動の端緒となった人物の手に早くから渡っていた可能性が高い。同時期、日本では「梵網戒実践者たる聖徳太子」像が明るみになり、梵網経とその注疏に注目が集まり始めた。

『古迹記』研究がさかんになされるようになるのは、貞慶が講義を推奨して以降である。興福寺内の律宗復興運動に関わっていた貞慶は、四分律と梵網経の並学を求め、中でも梵網経の注疏として『古迹記』を採用して講義を推奨した。これによって講義の手控えである要文集や講義聴講ノートである聞書などがさかんに作成されるようになり、延いてはテキスト確定のための刊本の作成がなされるようになる。

『古迹記』研究が最も盛んになるのは、入宋していた俊芿の帰国以降である。俊芿は中国における最新の律学研究書とともに、中国で実践されていた持律生活を日本に紹介した。貞慶は律疏の解釈に関する疑問を解消するために帰国当初の俊芿に使者を送り、以後は泉涌寺から海龍王寺に講師が派遣され、南都に泉涌寺を介して宋代仏教の持律生活が輸入される。(64)

こうした状況下において、現存の宋代仏教書に引用される例のない『古迹記』を貞慶が採り上げ、この時期から研究が盛り上がっていくのは興味深い。外来の最新の文物・情報が大量に入ってくる中、日本古来の仏教を再発見し実践することで日本独自の仏教を模索しようとする動きの一つと考えられる。「梵網戒実践者たる聖徳太子」に注目が集まるのも同じ文脈からのことであろう。

実際には奈良・平安期の南都で『古迹記』を戒律思想書として採り上げたのは善珠しかおらず、またそもそもこの時期には南都では梵網経そのものの研究もまともに行われていない印象がある。新しいモノが流入してくる鎌倉期にあって、「古来の日本仏教」を掘り起こすにあたり、善珠の梵網経注疏が採り上げられ、その中でほぼ全編にわたっ

て踏襲されていた『古迹記』に注目が集まったのではないだろうか。

新しい文化が急激に流入してくる時、その文化を積極的に採り入れようとする動きがある一方で、それに拒絶反応を示し、自国の古来からの文化を見直して、その良さと正統性を確認しようとする動きが出てくる。鎌倉期南都における『古迹記』研究の隆盛は、まさに後者の動き示す事例といえるのではないだろうか。

［付記］本論文は東国大学校で行われた東国大学校ＡＢＣ事業団・仏教文化研究院共催の二〇一七年秋季国際学術大会にて報告した内容をもとに作成した。当日御指導御指摘くださった先生方に厚く御礼申し上げます。なお本研究はＪＳＰＳ科研費１６Ｋ２１４９７の助成を受けたものです。

註

(1) 太賢は資料により「大賢」とも記される。蔡印幻氏によれば、韓国・中国の資料の大部分が「大賢」とするのに対し、日本の資料の大部分は「太賢」となっているとのことである（蔡印幻［一九七七］）。ここでは日本における『古迹記』の活用について論じるため、「太賢」の諱を使用した。

(2) 大野法道［一九三三］二三二頁

(3) 徳田明本［一九七四］四九頁

(4) 凡例を以下に示す。

一・『大日本古文書』から、梵網経注疏の写経記録等を抜粋して作成した。『大日本古文書』は大宝二年（七〇二）～宝亀一一年（七八〇）の古文書を網羅的に収録した資料集である。なお作成にあたって東京大学史料編纂所「奈良時代古文書フルテキストデータベース」を使用した。表の右端の『大日本古文書』該当巻／頁欄には、データベースに記載される史料冒頭のページ数を記している。

一・資料中、割り書きされる箇所は〈　〉で示した。以下、本論文にある〈　〉はすべて割り書き部分である。

一・選者を示さず「梵網経疏」と記される書物については、その巻数が記されているものについては、その巻数によって分類した。選者名が書かれているものについては、巻数の記載の有無を問わずに著作タイトルによって分類した。

一・天平勝宝三年（七五一）九月二〇日付「写書布施勘定帳」には「梵網経疏二巻〈寂法師〉」とは別に「梵網経疏二巻〈寂法〉」と他筆とみられる「又二巻〈寂〉」が挙げられている。三書は同一内容とも考えられるが、「梵網経疏二巻〈寂法師〉」と「又二巻〈寂〉」は義寂『梵網経疏』を指すとみなし、「梵網経疏二巻〈寂法〉」については別立した。

一・元暁著作の『梵網経疏』二巻と『梵網経上巻疏』とを別立しているが、例えば「梵網経疏上巻〈暁公〉」（神護景雲元年（七六七）九月二六日付「一切経奉請文書継文」）のように表記されるものは、元暁『梵網経疏』二巻の上巻部分であるとして、『梵網経疏』二巻として分類している。

一・元暁『梵網経戒本私記』上巻は、「梵網経菩薩戒本私記上巻〈暁公造〉」（天平勝宝五年（七五三）五月七日類収「奉写章疏集伝目録」）、「梵網私記上巻一巻〈元暁師〉」（宝亀二円四月九日付「氏名闕請書解」）、「梵網経戒本私記上巻〈元暁師〉」（天平宝字七年七月一日付「大師〈恵美押勝〉家牒」・神護景雲元年九月二十六日付「一切経奉請文書継文」）、「梵網経戒本記上巻〈元暁師〉」（天平宝字七年七月五日付「奉写経所請疏文案」）と、いくつかの書名で表記されるが、いずれも元暁撰述で「私記」あるいは「記」の名を採る梵網経注疏であり、さらに上巻のみということから、同一内容と考えてまとめて分類した。ただし撰述名を欠く『梵網経私記』一巻、『戒本私記』一巻は、同一内容である可能性が高いものの別立した。

(5) 村上明也［二〇一六］一八二頁に勝荘の伝記が簡単にまとめられている。

(6) 石田茂作［一九三〇］一二一～一二二頁

(7) 『古迹記』には「如宗要説」「今解如宗要」の語が見られる。

(8) 『大日本古文書』二四、五一六頁。該当記事は以下。なお資料にある（ ）「 」は、『大日本古文書』の表記に則ったもの。以下も同様である。

梵網経疏二巻上下梵網経記二巻上下梵網経古迹記一巻

右、以八月十一日奉請智［憬師所カ］首万呂

古迹記一巻、奉請内裏、自餘、以勝宝三年十一月廿七日□

検賀□□（茂筆カ）

知他田水主

三島「（自署）宗麻呂」

(9)『大日本古文書』一二、二六三頁。太賢には〇〇古迹と名づける注疏著作が多くあり、ここでの「古迹一巻」は『梵網経古迹記』ではない可能性もあるが、前掲の「経疏本出入帳案」の内容を鑑みた時、『梵網経古迹記』である可能性が高いものと考えて挿入した。該当記事は以下の通り。

奉送

（中略）古迹一巻（中略）以明日奉送耳（中略）

右、縁前宣旨、付沙弥慚徳、且奉送□（如）前、然倶舎疏一部、大会日畢（事）、即日欲請、注事状、以啓、

勝宝四年潤三月廿九日僧教輪

「（自署）僧智憬」

(10)『大日本古文書』一二、五〇頁。ここでは「右三疏十巻同帙」として「梵網経疏二巻〈寂法〉」「古迹一巻」「私記一巻」「又疏二巻〈元暁〉」「又二巻〈勝荘〉」「又二巻〈寂〉」が挙げられている。これは梵網経注疏の帙であろうと考えられるので、ここでの「古迹一巻」は太賢『梵網経古迹記』と考えられる。この史料の末尾は以下の通り。

以前、経論并疏章伝、注顕如右、謹解、

天平勝宝三年九月廿日維那僧

大学頭

小学頭

(11)『大日本古文書』一二、一八三頁。該当記事は以下の通り。

山口豊川

金剛三昧論第三巻〈卅〉四分律疏第廿巻〈卅五〉仁王経疏上巻〈卅七〉梵網経古迹一巻〈廿三〉花厳疏第五巻末十七

合一百六十二張　銭一千百卅四文（中略）
挍生装潢題経等細注文者、撿付布施帳、
天平勝宝三年十二月十五日他田水主

(12)『大日本古文書』一六、四〇三頁。該当記事は以下の通り。
太師家牒　東大寺三綱務所
合応請疏三百八十二巻（中略）
「請」梵網経疏二巻〈元暁師撰「律雑一　十七」〉　「請」梵網経疏二巻〈勝荘師撰「雑一」〉　「請」梵網経疏五巻〈智周師撰「律雑一　十七」〉　「請」梵網経戒本私記上巻〈元暁師撰「雑二　十七」〉　「請」梵網経古迹記一巻〈青丘沙門太賢挙「雑二」〉　「請」梵網経上巻疏一巻〈暁公「雑二」〉　菩薩蔵経疏十巻〈靖邁師撰「別生　十八」〉　観世音経讃一巻〈金剛蔵菩薩注「別生　十八」〉　「請」菩薩戒本持犯要記一巻〈「大乗律　雑二」元暁師撰〉（中略）
牒、為用写本借請如前、乞察此趣、准状処分、以牒
天平宝字七年七月一日
正六位上行大従猪名部造「常人（自署）」
主典志斐連「麻呂（自署）」

(13)『大日本古文書』一六、四一七頁。該当記事は以下の通り。
「奈良」
合令請疏壹佰陸拾陸巻〈之中四巻黄紙及表無帯軸　十巻黄紙及表綺帯梨軸　百五十二巻白紙黄表　綺帯梨軸　宮一切経内之〉（中略）
梵網経疏二巻〈元暁師〉　梵網経疏二巻〈勝荘師〉　梵網経疏五巻〈智周師〉　梵網経戒本記上巻〈元暁師〉　梵網経古迹記一巻〈青丘沙門太賢挙〉　梵網経上巻疏一巻〈暁公〉　菩薩戒本持犯要記一巻〈倫法師〉（中略）
以前、依今月一日牒旨、且附品遅部津嶋麻呂等、令請如件、
天平宝字七年七月五日上馬養

(14) 一然撰『三国遺事』（一二七〇年代後半～一二八〇年代中頃に成立）巻四に太賢の逸話が紹介されている（『大正』四九、一〇〇九頁～一〇一〇頁上）。これによれば太賢は景徳王代の天宝一二年（七五三）夏の干魃に際して、内殿にて「金光経」（『金光明経』カ）を講じたところ、井戸の水が湧くという奇瑞を起こしたと伝わる。

(15) 石田瑞麿［一九八六］九三頁

(16) 徳田明本［一九七四］四九頁。大谷未見。

(17) 福士慈稔［二〇一一］三一～三二頁

(18) 福士慈稔［二〇一一］三七頁

(19) 福士慈稔［二〇一一］三七頁

(20) 福士慈稔［二〇一一］三一頁

(21) ただし『払惑袖中策』『菩薩次第名拠』『天台法華宗学生式問答』は、真偽上の問題が残る。浅井圓道氏によれば、『払惑袖中策』と『天台法華宗学生式問答』は偽撰、『菩薩次第名明拠』は真撰かと考えられるものの決め手に欠ける著作とされる（浅井圓道［一九七五］第一篇第二章「著書真偽」四六～六七頁）。

(22) 福士慈稔［二〇一一］二二頁

(23) 福士慈稔［二〇一一］三一頁

(24) 福士慈稔［二〇一一］三八頁

(25) 石田瑞麿［一九六三］四〇四～四二〇頁、ポールグローナー（岡田文弘訳）［二〇一六］一〇～一三頁、大谷由香［二〇一九予定］。

(26) 『大日本史料』一-四、六四六～六九一頁

(27) 永村眞［一九八九］第三章第一節「寺内諸階層の形成」四三三～四七三頁

(28) 凡尋再興之次第、此律宗自本興福寺東西両堂衆依学之。而保安年中之比、律学殊廃怠。然間春日社御八講之時、学侶評議云。両堂之律学以外衰微故、東大寺受戒之作法等、於今有若已也。尤一途可有沙汰歟。所詮於向後者、学侶之中稽古律宗。可興戒法〈云々〉。此事西金堂衆南勝房大快増伝聞、愁歎無極。仍参中川実範上人之室申云。戒律宗旨、両堂之本宗也。近来依無稽古之輩。満寺取之可依学之由、及八講々群議歟。上人者仏家法匠南都明師也。早廻紹隆之賢慮、必至律法

之再興之様、預御計者尤可畏入之由申。上人聞此詞、浮涙於眼路、凝思於心府、戒壇受戒之法則一巻造之、与南勝房給之。以為指南、受戒之儀式無相違〈云々〉。（『唐招提寺解』、『仏全』一〇五、五四頁下～五五頁上）

(29) 凝然『律宗綱要』下（『大正』七四）、『律宗瓊鑑章』六（『日蔵』七〇）

(30) 蓑輪顕量［一九九九］二七九頁

(31) 福士慈稔［二〇一二］下、一五七～一五八頁

(32) 福士氏が指摘する八点のうち、善珠『梵網経略疏』にはない『古迹記』本文を紹介する例は以下である。「僧者。梵云僧伽。此名為衆。和合義也。謂身和共住。語和無諍。意和無違。戒和同修。見和同止。利和同均。具此六和故名僧也云云。梵網経太賢疏下巻同」（『仏全』八二、一五一頁下）、「太賢梵網経疏下巻云。袈裟者。此言不正色。謂青等五成不正色故。名壊色。雖言青等。非青等。如文殊問経。文殊白仏言。有幾色衣。仏告文殊。不大赤不大黄色。不大黒色。不大白清浄如法三法服及以余衣皆如是色。若自染若令他染。如法擣成。随時洗濯。常使清潔。如是臥具。得用青黄雑等」（『仏全』八二、四五一頁下。ただし傍線部は『梵網経略疏』にあり）、「梵網経太賢古迹下巻云。八福田者。有人云」（『仏全』八二、四七五頁下）。

(33) 福士慈稔［二〇一二］下、一九〇～一九一頁

(34) 福士慈稔［二〇一二］下、一九〇頁。

①梵網経古迹下云太賢有説。唯四善根方生浄土。理未必然。浄土経説餘亦生故。浄穢同處隨業異見。猶如四識等事心異。如説鷲子所見山河螺髻梵王変寶土故（『成唯識論本文鈔』『大正』六五、七九四頁中）（善珠『梵網経略疏』『日蔵』三四、五二頁下）（『古迹記』『大正』四〇、七〇一頁中）

(35) ②梵網経古迹上○盧舎那者此云浄満。無障隣不浄。無徳不圓故。法藏師云。梵本皆名毘盧舎那。此云光明遍照。智照法界。身應大機故（『成唯識論本文鈔』『大正』六五、四三五頁上）（『古迹記』『大正』四〇、六九〇頁中）

古迹云。盧遮那者乃至梵本皆那毘盧遮那此云光明遍照。文（善珠『梵網経略疏』『日蔵』三四、一三二頁下）

③梵網経古迹下巻云。此中臺上是身所居。千葉即是所化部落。如仁王云。信忍菩薩百佛千佛萬佛。國中現百身千身萬身。十地經云。二地菩薩入千世界見千佛故。於此臺上別有佛座。此千葉臺有説是座非也。上巻別説盧舎那座百萬蓮花赫赫光明座上故。説我住蓮花藏世界海。其臺周匝千葉。一葉一世界。我化爲千釋迦云云（『成唯識論本文鈔』『大正』六五、七

九〇頁中）（『古迹記』『大正』四〇、七〇一頁中）

此中臺上是身所居。千葉即是所化部落。如仁王云。信忍菩薩百佛千佛萬佛。國中現百身千身萬身。十地經云。二地菩薩入千世界見千佛故。於此臺上別有佛座。（中略：義寂説を紹介）賢云。此釈非也。上巻別説盧舎那座百萬蓮花赫赫光明座上故。既説我住蓮花藏世界海。其臺周匝有千葉。一葉一世界。我化爲千釋迦。復有百億須弥…（善珠『梵網経略疏』『日蔵』三四、五二頁上）

(36) 福士慈稔［二〇一二］下、一九二頁。大谷由香［二〇一九予定］。なお貞慶が破戒の容認の根拠として使用する『古迹記』の文は安然が使用する箇所と同じである。

(37) 福士慈稔［二〇一二］下、一九八頁

(38) 逮後後堀河院御暦貞応年中、有笠置解脱上人云者、慨律宗断絶、重致再興之志、即於般若台、選学衆、読論。即知足観等是。為律宗勧学、公家経奏聞、開発荒野、就常喜院為依学住処。即讃岐国真野郷内春日者彼供料田也。如是度度雖至再興、無相承故、長衣・長鉢尚暗其名字。仍以知足房為使者、泉涌寺開山尋之。長衣者尺六八寸釈之。尤有其謂歟。長鉢義難意如何。云云。泉涌開山答云。長者非長短長。是余剰義。即以資持記一部、送笠居。上人得之、群疑忽散。是即南都資持記流行之最初也。（元休『徹底鈔』、『日蔵』六九、二四九頁下～二五〇頁上）

(39) 大谷由香［二〇一七］

(40) 福士慈稔［二〇一一］一五一頁

(41) 福士慈稔［二〇一三］四一頁

(42) 福士慈稔［二〇一三］六九頁

(43) 福士慈稔［二〇一一］一四〇頁

(44) 『大正』五五、一一七三頁上～中

(45) 横内裕人［二〇〇八］

(46) 大谷由香［二〇一八］

(47) 師茂樹［二〇一五］に定賓伝がまとめられている。

(48) 山本信吉［二〇〇四］二二二～二二三頁。またすでに大塚紀弘［二〇一六］において報告されている。

(49)『続々群』三、四八九頁。また四八八頁にも円照が『古迹記』・『宗要』を講義した記事を掲載。

(50)凝然『律宗瓊鑑章』『円照上人行状』、『仏書解説大辞典』、徳田明本［一九七四］、蔡印幻［一九七七］、稲城信子［二〇〇四］、大谷由香［二〇一一］［二〇一二］参照

(51)ただし(23)(24)(25)(26)はあるいは一セットか。

(52)木宮泰彦［一九三二］三四～三八頁

(53)木宮泰彦［一九三二］三九～四三頁

(54)兜木正亨［一九六二］三九頁、山本信吉［一九八〇］一四頁など

(55)総本山醍醐寺編［二〇一五］参照

(56)予嘗竊謂。經論雖備。而章疏或廢。則流衍無由矣。（『大正』五五、一一六五頁下）

(57)横内裕人［二〇〇八］三六五頁

(58)大屋徳城［一九八七］、木宮泰彦［一九三二］、稲城信子［二〇〇四］、大谷由香［二〇一一］［二〇一二］参照

(59)大屋徳城［一九八七］一七三～一七四頁。

(60)大屋氏は紺紙金泥の巻子本で、「横一寸縦二寸位の皮の題簽を貼付」けた「今帝室の御物と為」っている書こそ、この記事に紹介される梵網経であると述べられる。

(61)『梵網経』下巻、『大正』二四、一〇〇九頁上

(62)なお凝然『梵網戒本疏日珠鈔』の文については、岡本一平氏からご教示を受けた。ありがとうございました。

(63)ちなみに(V)(X)の『註菩薩戒経』は、与咸『梵網菩薩戒経疏註』のことで、智顗説『菩薩戒義記』の注釈書である（『続蔵』三八所収）。

(64)大谷由香［二〇一七］

◎**参考文献**

【略号】

『大正』：『大正新脩大蔵経』大正一切経刊行会

『日蔵』：『日本大蔵経』鈴木学術財団
『続蔵』：『新纂大日本続蔵経』国書刊行会
『続々群』：『続々群書類従』続群書類従完成会

【一次資料】
佐脇貞明［一九五八］「貞慶の観音信仰と覚真」『龍谷史壇』四二
総本山醍醐寺編［二〇一五］『醍醐寺蔵宋版一切経目録』一～五・別冊、汲古書院
奈良国立文化財研究所［一九七七］『西大寺叡尊伝記集成』、法蔵館

【二次資料】
浅井円道［一九七五］『上古日本天台本門思想史』平楽寺書店
石田瑞麿［一九六三］『日本仏教における戒律の研究』在家仏教会
石田瑞麿［一九八六］「『梵網戒経』の注釈について―道璿・法進・善珠をめぐって―」『日本仏教思想研究』二、戒律の研究下、法蔵館（初出一九七二年、佐藤密雄博士古稀記念『仏教思想論集』）
稲城信子［二〇〇四］『日本における戒律伝播の研究』（平成一三～一五年度科学研究補助金〔基盤研究C〕研究成果報告書）
大谷由香［二〇〇八］「凝然の『梵網経古迹記』注釈態度とその後世への影響について―散佚文献：凝然撰『梵網上巻古迹修法章』の検出を通して―」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』三〇
大谷由香［二〇一一］「智積院新文庫所蔵の戒律関係聖教群について」、宇都宮啓吾『智積院聖教における典籍・文書の基礎的研究』（平成二〇～二二年度科学研究補助金〔基盤研究C〕研究成果報告書）
大谷由香［二〇一二］「智積院新文庫にみる十五～十六世紀の戒律研究について」『印度学仏教学研究』六〇―二
大谷由香［二〇一四］「智積院新文庫所蔵 志玉口述・道瑜筆録『梵網古迹下巻聞書』について」『智山学報』六三
大谷由香［二〇一七］「入宋僧俊芿と南都戒律復興運動」『印度学仏教学研究』六五―二

大谷由香［二〇一八］「東大寺戒壇院上の「塔」」、『東大寺の新研究Ⅲ』法藏館
大谷由香［二〇一九刊行予定］「日本仏教における戒律の特異性」『日本仏教学会年報』八四
大塚紀弘［二〇一六］「中世律家の出版事業と律法興行―西大寺流を中心に―」『仏教史研究』五四
大塚法道［一九三三］「梵網経古迹記」解説『仏書解説大辞典』一〇、大東出版社
大屋徳城［一九八七］『寧楽刊経史』大屋徳城著作選集第八巻、国書刊行会
大屋徳城［一九八八］『仏教古板経の研究』大屋徳城著作選集第九巻、国書刊行会
兜木正亨［一九六二］「平安時代の開版」『ビブリア』二三
木宮泰彦［一九三二］『日本古印刷文化史』冨山房
蔡　印幻［一九七七］『新羅佛教戒律思想研究』国書刊行会
永村　眞［一九八九］『中世東大寺の組織と経営』塙書房
徳田明本［一九七四］『律宗文献目録』百華苑
福士慈稔［二〇〇九］「十四世紀までの日本律蔵関係章疏にみられる新羅・高麗仏教認識」『身延山大学仏教学部紀要』一〇
福士慈稔［二〇一一］『日本仏教各宗の新羅・高麗・李朝仏教認識に関する研究』第一巻　日本天台宗にみられる海東仏教認識、身延山東アジア仏教研究室
福士慈稔［二〇一二］『日本仏教各宗の新羅・高麗・李朝仏教認識に関する研究』第二巻上下　日本三論宗・法相宗にみられる海東仏教認識、身延山東アジア仏教研究室
福士慈稔［二〇一三］『日本仏教各宗の新羅・高麗・李朝仏教認識に関する研究』第三巻　日本華厳宗にみられる海東仏教認識、身延山東アジア仏教研究室
細川涼一［一九九九］『感身学生記』一、東洋文庫
ポール・グローナー（岡田文弘訳）［二〇一六］「安然の『普通授菩薩戒広釈』について――その背景と後代への影響」『日本仏教綜合研究』一四
養輪顕量［一九九九］『中世初期南都戒律復興の研究』法藏館
村上明也［二〇一六］「韓国・松広寺所蔵の弁空撰『大般涅槃経義記円旨抄』について」『東アジア仏教研究』一四

師　茂樹［二〇一五］「相部律宗定賓の行状・思想とその日本への影響」『論理と歴史』ナカニシヤ出版
山本信吉［二〇〇四］『古典籍が語る　書物の文化史』八木書店
山本信吉［一九八〇］「鎌倉時代の版本」『金沢文庫研究』二六三
横内裕人［二〇〇八］「高麗続蔵経と中世日本―院政期の東アジア世界観」『日本中世の仏教と東アジア』、塙書房
李　忠煥［二〇一五］「太賢の『梵網経古迹記』に関する一考察―元暁との関連を中心として―」『印度学仏教学研究』六四―一
李　忠煥［二〇一七］「太賢の戒律思想―特に三聚浄戒と「瑜伽戒」の影響について―」『印度学仏教学研究』六六―一

キーワード　太賢　古迹記　梵網経　菩薩戒本宗要　貞慶　律宗